

XI 資格コード及び実務経験コード一覧表

【別表1】保健・医療・福祉に関する国家資格及び都道府県知事資格に基づき当該業務を行う者

資 格	資格コード	実務経験コード
医師	01	0001
歯科医師	02	
薬剤師	03	
保健師	04	
助産師	05	
看護師	06	
准看護師	07	
理学療法士	08	
作業療法士	09	
社会福祉士	10	
介護福祉士	11	
視能訓練士	12	
義肢装具士	13	
歯科衛生士	14	
言語聴覚士	15	
あん摩マッサージ指圧師	16	
はり師	17	
きゅう師	18	
柔道整復師	19	
管理栄養士・栄養士	20	
精神保健福祉士	21	

(注) 当該資格を有していても、要援護者に対する直接的な対人援助業務に従事していない場合、実務経験とは認められません。各資格が位置付けられる根拠法令をよくご確認ください。

【別表2】 次に掲げる施設等において法令により必置とされている相談援助業務に従事する者

実務経験 コード	対象事業及び施設	対象となる職員 (職 種)	規定する法令・通知等
1001	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号
1002	介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
1003	介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
1004	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設	生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号
1005	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	支援相談員	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号
1006	介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
1007	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条
1008	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条
1009	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別紙（生活困窮者自立相談支援等実施要綱）別添1（自立相談支援事業実施要領）3（2）ア

※受験申込書の資格コードは空欄にし、「上記資格を取得していない方」に✓を入れてください。